付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成27年10月16日

薩摩川内市議会 川内原子力発電所対策調査特別委員会 委員長 森 永 靖 子

- 1 委員会の開催日
 - 10月9日
- 2 付託事件及び審査結果
 - (1) 陳情第14号全市民への安定ヨウ素剤配布を求める陳情及び陳情第16号 安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情

これらの2件の陳情は、同趣旨の陳情であることから、一括して審査を行った。

これらの陳情については、まず当局に対して、3歳未満の乳幼児に対する 安定ヨウ素剤の服用方法、UPZ内の住民に対する安定ヨウ素剤の配布など 陳情内容に関する質疑を行った。

委員間の自由討議はなく、これらの陳情の取扱いについて協議に入ったが、 起立採決の結果、継続審査とすることは否決された。

また、これらの陳情に対する討論、採決については、個別に行うべきとの 意見があったが、起立採決の結果、一括して討論、採決を行うこととした。

討論においては、「全市民を対象として安定ョウ素剤を配布することにより、誤飲等の危険性が増す可能性もあることから、現時点では原子力災害対策指針に基づくPAZ内住民への配布をより充実させ、その後UPZ内についての配布を検討するべきである」という反対討論と、「安定ョウ素剤の配布を全市域に適用するには困難な面もあるが、国に強く要請して配布する体制づくりを進めるべき。3歳未満の乳幼児の服用について、行政には体制を整えておくべき責任がある」、「住民の安全確保を大前提に再稼働を認めたことから、全市民へ安定ョウ素剤を配布することは重要である。子を持つ親にしてみれば切実な問題であり、議会はこれに応える責任がある」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。

(2) 陳情第15号 川内原発1号機の速やかな原子炉停止と九州電力に説明会 の実施等を求める陳情

本陳情については、まず陳情内容に関して当局が確認している事項について説明を求め、これらに対する質疑を行った。

委員間の自由討議はなく、本陳情の取扱いについて協議をしたが、「復水器の問題等については、専門的な分野であり、九州電力を参考人招致して説明を求めるべき」といった継続審査を求める意見と、採決を求める意見とに分かれ、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に

入った。

討論においては、「高経年化技術評価に対して専門家から疑問の声がある中、復水器のトラブルが発生しており、徹底して調査を行うべき」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。

(3) 陳情第17号 川内原発の速やかな避難訓練実施を求める陳情本陳情については、まず当局に原子力防災訓練の日程等について説明を求め、これに対する質疑を行った。

次に、委員間の自由討議により審査を行い、「避難訓練の日程は決まったが、2号機の再稼働が延びたとしても、訓練は延期してはいけないという共通認識は持っておくべき」、「訓練の日程が決まり、その方向で動いていることから、付帯意見を付けて後押しすべき」、「避難訓練の充実については、全会一致の意見であると思うが、付帯意見を付けるとすれば、本陳情の内容に関するものではなく、他にも考慮すべきものがある」といった議論があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議したが、採決を求める意見があった ことから討論に入った。

討論においては、「充実した避難訓練を実施することについては、意見が一致するが、陳情趣旨に知事の発言を引用した部分など、市民が受け入れがたい内容が散見される」という反対討論と、「陳情の内容については、議会も同じ方向を向いている」、「陳情者は2号機の再稼働が延びたときに、避難訓練も先延ばしになるのではないかと心配している」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。

なお、この採決結果に対しては、「鹿児島県原子力防災訓練が、本年12月20日に実施されることに決定したが、実施に当たっては安定ョウ素剤の配布訓練など、市民の意見等を踏まえた実効性のある避難訓練の実施に努めることが重要である」との意見を付することとした。

(4) 陳情第18号 川内原発の避難計画の説明会実施を求める陳情本陳情については、まず当局に避難計画の説明会の開催等について説明を求め、これに対する質疑を行った。

次に、委員間の自由討議により審査を行い、「説明会を開催したからといって即回答を得られるかという点については、過去の説明会を見ても疑問が残る」、「県当局に来てもらって答弁を得るということについては、市民からすれば目に見える形で県の姿勢が表れることとなるので、その必要性は理解する」、「県と直接話をしていかないと、市に任せっきりといった感があることから、説明会は実現すべき」、「県と市の共催による説明会の必要性も理解するが、まずは市を中心とした説明会を基本とすべき」、「市の職員を信頼していかないと、いつまで経っても同様の議論の繰り返しである」と

いった議論があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議したが、採決を求める意見があった ことから討論に入った。

討論においては、「大きな会場では質疑の持ち帰りや一方的な質疑時間の設定といった状況が過去にあった。本市が力を入れている出前講座等を充実させることで、より多くの情報を市民に提供することが可能」という反対討論と、「出前講座の機会に恵まれない市民がいることや、一人では参加しにくいといった声もあり、陳情にあるような説明会の開催が望まれている」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。